

愛玩動物看護師の受験資格について

愛玩動物看護師資格（登録）

合格

愛玩動物看護師試験

【通常ルート】

大学で主務大臣^(※1)が指定する科目を修めて卒業（31条1号）

省令で定める基準に適合する養成所^(※2)で、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識・技能を修得した者（31条2号）

外国の関連学校等の卒業者又は外国で愛玩動物看護師免許に相当する免許取得者で、主務大臣が31条1号又は2号の者と同等以上と認めた者（31条3号）

修了^(※3)

合格
(附則2条2号)

主務大臣^(※1)が指定する講習会（附則2条1号）

【特例措置（既卒者）】

大学で主務大臣^(※1)が指定する科目を修めて、施行日前に卒業した者（附則2条1号イ）

養成所^(※2)で愛玩動物看護師として必要な知識・技能（診療の補助を除く）の修得を、施行日前に終えた者（附則2条1号ハ）

【特例措置（在学者）】

施行日前に入学した大学で主務大臣^(※1)が指定する科目を修めて、施行後に卒業した者（附則2条1号ロ）

養成所^(※2)で愛玩動物看護師として必要な知識・技能（診療の補助を除く）の修得を、施行後に終えた者（附則2条1号ニ）

予備試験^(※4)
(附則3条1項)

修了

主務大臣^(※1)が指定する講習会（附則3条2項）

【特例措置（未就学者）】

愛玩動物看護師の業務（診療の補助を除く）に係る実務経験5年以上を有する者又は主務大臣^(※1)がこれと同等以上の経験を有すると認めた者（附則3条2項）

※1 農林水産大臣及び環境大臣

※2 都道府県知事が指定

※3 施行日から5年を経過する日までに修了

※4 施行日から5年を経過する日まで、毎年1回以上実施